

(2) 地域共生社会※の実現に向けた国内法制度等の整備

- ◆ 平成30年4月に改正社会福祉法が施行されました。このことにより、障がい者、こども、高齢者等、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会※」の実現に向け、必要な支援を包括的に提供できる体制の整備等が自治体に求められました。さらに、令和2年6月の社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない「包括的相談支援」、多様な社会参加に向けた「参加支援※」及び「地域づくり支援※」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業^{注1}が創設され、令和3年4月から施行されています。
- ◆ 一方で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築に向けた取組が進められています。国が主体となって開催された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※の構築に係る検討会」が令和3年3月に取りまとめた報告書では、精神障がい者に加えて精神保健(メンタルヘルス)上の課題を抱える人を対象として、精神医療の提供体制、居住支援、社会参加、当事者・ピアソポーター※による支援、家族支援、人材育成等の充実を通じて、包括的・重層的な連携による支援体制の構築が重要であることなど、基本的な考え方や要素等について整理されました。これを踏まえて令和3年10月からは、より具体的かつ実効的な体制について検討を行う場として「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」が開催されました。令和4年6月に取りまとめた報告書では、精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、多様なサービスを身近な地域で切れ目なく受けられる体制の整備や、権利擁護に関する取組を、より一層推進していくことなどの方向性が挙げされました。
- ◆ 令和3年9月に「医療的ケア※児及びその家族に対する支援に関する法律(以下「医療的ケア※児支援法」という。)」が施行されました。この法律では、医療的ケア※が必要な子どもの保育・教育体制の拡充、日常生活の支援、相談体制の整備、情報共有の促進、広報・啓発、人材確保等について、地方自治体が自主的・主体的に施策を実施する責務を有することが、明確化されました。

(3) 障害福祉サービス等の充実に向けた見直し

- ◆ 令和4年12月に障害者総合支援法や関連する障害者雇用促進法※、精神保健福祉法、児童福祉法等の改正が行われました。このことにより、共同生活援助(グループホーム)※の支援内容の明確化、基幹相談支援センター※の設置の努力義務化、新しいサービスとして就労アセスメント※手法に基づく就労選択支援の創設、就労移行支援・就労定着支援のサービス対象者の明確化、精神障がい者等の希望やニーズに応じた支援体制の整備などの見直しが行われました。また、東京都が行う障害福祉サービス事業所の指定等について、区のニーズなどの意見を申し出ることができます。
- ◆ 令和6年度から令和8年度までを期間とする第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を策定するに当たって、「地域共生社会※の実現に向けた取組」、「地域における相談支援体制の充実強化」、「障害福祉人材の確保・定着」、「障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進」等の視点が国から示されるとともに、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援※等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の見直しが行われました。

^{注1}:重層的支援体制整備事業については、社会福祉法106条の5に基づき、「大田区重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、取り組んでいます。包括的相談支援の詳細については、90ページの「PICK UP」に掲載しています。

1-4 保健・医療支援体制の充実

1-4-1 保健・医療支援体制の充実

施策の方向性

地域で安心して暮らし続けるためには、気軽に相談・受診できるよう、保健・医療支援体制の充実を図ることが重要です。中でも、精神障がい者や難病患者、医療的ケア*が必要な方等に対しては、福祉分野だけではなく、保健・医療分野と緊密に連携し、情報共有を図ることにより、適切な支援につなげていくことが重要です。

このような状況を踏まえ、関係機関との連携を促進し、支援体制の充実を図っていきます。

また、精神保健福祉に関する相談や手続きについて、区民の利便性の向上を図り、支援体制を強化していきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組	概要	所管課
精神保健福祉地域支援推進会議の開催	精神障がいがあっても地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築を推進するために、保健・医療、福祉等の関係者で、長期入院患者の退院・地域生活への移行など、地域の課題を検討します。	○健康づくり課 ○障害福祉課 ○障がい者総合センター
難病対策地域協議会の開催	地域医療、保健、福祉等の関係者が連携して、難病患者を支える体制の構築に向けて課題を協議します。	○健康づくり課 ○地域健康課 ○福祉管理課
医療的ケア*児・者支援関係機関会議の開催	医療的ケア*が必要な方の支援を充実させるため、関連分野の支援機関が連携し、情報交換、連絡等を行います。	○障害福祉課

(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築

区では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築を推進するため、重層的な支援体制の構築・実施に向けた協議を行うことを目的として、「精神保健福祉地域支援推進会議」を開催しております。保健・医療、福祉の関係者や、障がい当事者、家族等が参加しています。

本計画においては、「精神保健福祉地域支援推進会議」を引き続き開催し、地域課題の検討及び支援事業等の評価を実施することで、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい生活を送れることをめざします。また、精神保健福祉に関する相談や手続きについて、区民の利便性の向上を図り、支援体制を強化していきます。加えて、精神障がい者の地域移行や地域生活を支えるために、措置入院※者等退院後支援事業やアウトリーチ支援※事業等を推進していきます。

成果目標を達成していくための主な個別施策

- 1-2-2 地域生活移行支援の充実（76ページ）
- 1-4-1 保健・医療支援体制療の充実（82ページ）

図表 4-9 精神障がい者の地域移行等に関するサービス見込量

項目	令和8年度見込量(人/月)
精神障がい者の地域移行支援	5
精神障がい者の地域定着支援	5
精神障がい者の共同生活援助※	276
精神障がい者の自立生活援助	36
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	93